平成２２年（フ）第３２４号
石川県河北郡内灘町字千鳥台４丁目101番地
債務者　山川　　大
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３３３号
金沢市長土塀１丁目８番10号　二水荘２－１号室（中）、従前の住所金沢市高尾南１丁目189番地、従前々の住所石川県白山市宮永町2778番地
債務者　竹村他家夫
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３４４号
金沢市尾張町２丁目13番９号、従前の住所徳島県阿波市吉野町柿原字西二条225番地２、従前々の住所富山市萩原135番地１、従前々々の住所岐阜県多治見市小名田町２丁目90番地
債務者　徳野　茂樹
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３５３号
金沢市駅西新町１丁目11番６号
債務者　坂根　光雄
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３５４号
金沢市駅西新町１丁目11番６号
債務者　坂根早智子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３７２号
金沢市笠舞３丁目22番５号、従前の住所金沢市幸町８番６号
債務者　川端みち子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第９１号
石川県小松市大川町２丁目113番地３、従前の住所石川県小松市串町南291番地
債務者　北口　　豊
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第２３５号
長野市上野３丁目225番地
債務者　北澤　忠利
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３６号
長野市上野３丁目225番地
債務者　北澤　則子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第３９５号
長野県安曇野市穂高有明7773番地２、住民票上の住所長野県安曇野市穂高有明7774番地１
債務者　赤井　正弘
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１９６号
長野県松本市浅間温泉１丁目29番20号　ブエナビスタ浅間302
債務者　中村　正悟
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２０３号
長野県松本市波田9774番地５
債務者　濵　　広美（旧姓二木）
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２０９号
長野県安曇野市堀金烏川3738番地15
債務者　小後貫宏子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２１６号
長野県塩尻市大門泉町９番６号　エルディム高津203
債務者　田村　順一
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２２５号
長野県塩尻市大字下西条291番地
債務者　佐倉　健市
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第８１号
岐阜県可児市塩河391番地３
債務者　可児　久美
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第８２号
岐阜県美濃加茂市加茂野町稲辺443番地13
債務者　谷　　正範
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第１３７５号
愛知県瀬戸市原山台７丁目１番805号
債務者　小林　　努
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部